



消費生活 トラブル情報

「土地売却のため」と金銭を要求される ～原野商法の二次被害～

【相談事例】

数十年前に購入した土地を「売却したい」と思っていたところ

仲介業者から連絡があり仲

介と測量を依頼した。

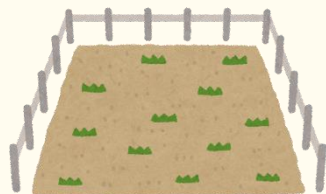


180万円で売却するので

手数料20万円を先払い

するように言われ支払ったが、その後連絡が取れなくなった。

【解説】



土地の処分に困っている消費者に「土地を売るため」といって広告費や手数料などの名目で金銭を支払わせる手口です。

対応アドバイス



☑️ 手続き費用だと思って代金を支払ったが、契約書では別の土地の購入代金ということになっており、支払ったのは売却額より高く購入した別の土地の代金との差額分だった事例もあるので、契約書を十分に確認しよう

☑️ 契約する前に家族や身近な人に相談しよう

☑️ 根拠がはっきりしない請求には内訳をよく確認し、納得してから支払おう

☑️ 「土地を買い取る」「お金は後で返す」などといわれてもきっぱり断ろう

注意情報

還付金詐欺が増加しています！ ネットバンキングを使う手口にご注意

【相談事例】

- ・市役所から健康保険の還付金があるのにATMへ行くようにと電話があった
- ・年金事務所と金融機関を名乗った電話があり、指示通りにATMを操作したら振り込みをしていた
- ・インターネットバンキングで手続きすると言われ、口座番号と暗証番号を伝えた

【解説】

- ・市の担当課などの役所を騙って電話をし、お金が「返ってくる」話をして手続きをするように指示しお金をだまし取る手口です
- ・役所の担当者や金融機関の担当者を騙る複数の人物から電話があった事例もあります



対応アドバイス



- ✓ お金が「返ってくる」という話が出たら還付金詐欺を疑おう
- ✓ お金を返すために必要と言われても住所や銀行名などの個人情報は答えないようにしよう
- ✓ 不安を感じたら身の回りの人や消費生活センター等に、万が一お金を支払ってしまった場合はすぐに警察に相談しよう



参考：国民生活センター『還付金詐欺が増加しています！-ATMだけじゃない！ネットバンキングを使う手口にも注意-』

困ったときの消費者ホットライン「188番」のご案内

※相談窓口につながった時点から、通話料金のご負担が発生します(相談は無料です)

「188番」にダイヤルし音声案内に従い番号を入力（お住まいの地域を確認するための音声案内が流れます）

▶ お住まいの地域の相談窓口または山口県消費生活センター等に繋がります

山口県消費生活センター 〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号

TEL:083-924-0999 (相談) /083-924-2421 (消費者教育) FAX:083-923-3407

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30 (入場受付16:00まで) ※団体利用を希望される場合は事前にご連絡ください。